

# 市民動物園会議動物福祉部会

## 第3回会議

日時：令和4年12月22日（木）

15：00～17：00

場所：オンライン会議

（事務局：円山動物園プラザ）

## 次 第

- 1 開会
- 2 第2回会議の総括
- 3 円山動物園動物福祉規程案について
- 4 円山動物園動物福祉基準案について
- 5 円山動物園安楽死処置ガイドライン案について
- 6 動物福祉に関する評価方法について
- 7 市民動物園会議から付託された動物福祉規程（案）の審議結果について
- 8 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 第2回動物福祉部会のまとめ
- 資料2 動物福祉規程等修正箇所の概要
- 資料3 札幌市円山動物園動物福祉規程（修正案）
- 資料4 札幌市円山動物園動物福祉基準（修正案）
- 資料5 札幌市円山動物園動物安楽死処置実施ガイドライン（修正案）
- 資料6 安楽死処置検討会議記録
- 資料7 特定動物等逸走対策要領
- 資料8 チェックリスト（二次評価用）案

## 第2回動物福祉部会のまとめ

## 1 動物福祉規程案

## (1) 第1回からの修正箇所

条項	修正後の条文
第3条第2項	自己評価の実施は、施設整備状況などの客観的評価と動物専門員の経験に裏付けされた主観的評価の両側面から行わなければならない。
第5条	調査研究において、野外での野生動物を対象とする場合は対象種と環境に与える影響を最小限とし、また、飼育下の動物を対象とする場合は、動物福祉に影響しない場合を除き、事前に実施内容について内部で評価しなければならない。
第7条	飼育動物を安楽死処置とするかについては、対象傷病動物の生活の質を念頭に置き、以下の条件のいずれかに該当した場合に、検討することとする。

## (2) 委員からのご意見

委員	ご意見等	対応
長倉委員	(第3条第2項) 「主観的」という言葉はふさわしくないとと思われる。	次回までに検討。
山梨委員	(第3条第2項) 客観的評価はインプットとアウトカムを合わせて捉えるものだが、今の書き方ではインプット側の客観的評価及び主観的評価のことしか書かれていないように捉えられる。客観的評価にプラスして、動物の状態を動物専門員の経験によって適切に評価できるよう技能を向上させるという書き方でもよいのでは。	
山梨委員	(第5条) 「動物福祉に影響しない場合を除き」とはどういう状況か不明。	(回答) 「動物福祉に影響しない場合」の一例として、清掃時に回収した糞を用いて研究を行う場合などが考えられる。

## 2 動物福祉基準案

## (1) 第1回からの修正箇所

条項	修正後の条文
第10条(3)	人への危害の防止及び災害等緊急時の対応
第10条(3)エ	関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画を動物福祉の観点を踏まえあらかじめ作成するものとし、職員

	は、緊急事態が発生したときは、速やかに、飼育動物の保護並びに飼育動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。
修正前の第 10 条(7)ア	削除

## (2) 委員からのご意見

委員	ご意見等	対応
山梨委員	第 4 条(3)の生餌の給餌について、JAZA では脊椎動物だけではなく全て倫理審査を必要とする規程となっていたと思う。ただし、脊椎動物と無脊椎動物で基準の厳しさは分けても構わないのではないか。	次回までに検討。

## 3 円山動物園安楽死処置実施ガイドライン案

## (1) 第 1 回からの修正箇所

条項	修正後の条文
第 3 条(1)ア	対象動物を所管する飼育展示担当係長、動物診療担当係長、動物診療担当課獣医師及び対象動物の飼育担当者が所属する班の職員により、安楽死処置検討会議を実施する。検討の内容を、別紙 1「安楽死処置検討会議記録」に記録し、飼育展示担当係長、動物診療担当係長、班長、担当動物専門員は、発意者として署名を行う。
第 3 条(1)イ	動物診療担当係長は、安楽死処置検討会議記録を承認者である園長、飼育展示課長、動物診療担当課長へ回議を行う。承認者は、安楽死処置検討会議記録に署名を行う。
第 3 条(1)ウ	前項の検討会議の結果、安楽死処置の必要性が高い場合は、円山動物園(担当：動物診療担当係長)は、市民動物園会議動物福祉部会(以下、「動物福祉部会」という。)にメール会議方式により安楽死処置検討会議の結果を報告し、動物福祉部会各委員は報告内容に意見がある場合には回答する。
第 3 条(1)エ	円山動物園園長は、検討会議の結果及び動物福祉部会各委員の意見等を踏まえ、安楽死処置の実施について要否を判断決定する。

## (2) 委員からのご意見

委員	ご意見等	対応
山梨委員	(安楽死処置検討会議記録の 4 の(4)) 「安楽死処分以外に苦痛の緩和方法がない」という書き方は厳しいのではないか。「現時点で最善である」という書き方でもよいのでは。	次回までに検討。
小針委員	本ガイドラインは、鳥インフルエンザ等の感染症による場合も適用さ	(回答) 適用される。安楽死処置の検討

	れるか。	を開始する項目の中に、感染症の項目がある（規程第7条第1項第5号）。ただし、この場合は緊急の措置のため動物福祉部会への報告は省略可としている。
滝口委員	感染症以外で、重篤な外傷により苦痛から解放されない場合の例外規定はあるか。	（回答） 安楽死処置の検討を開始する項目の中に、事故等による傷病の項目がある（規程第7条第1項第6号）。この場合も例外として動物福祉部会への意見照会は不要としている。
山梨委員	動物が逸走した場合はどうなるか。	（回答） 逸走し、捕獲した場合に回復不能な傷病を負ってしまった場合も第6号により安楽死処分を検討することとなる。

## 4 評価方法について

## (1) 委員からのご意見

委員	ご意見等	対応
長倉委員	JAZAでも検討中。今の想定では、評価チームが評価基準とチェックリストに基づき、チームで何を評価するか決めて評価を行うというもの。評価の基本は動物の状態など、アウトプットを評価するもので、WAZAのスタンダードとなっている。	今後とも情報提供いただきたい。
山梨委員	1次評価、2次評価ともに、毎年、全動物種で行うのか。	（回答）そのとおり。
小針委員	産業動物でも、評価のポイントは動物の状態。環境整備や適切な管理を行っただけでは基準にならない。全ての動物種において共通の、特に行動などの評価項目が必要と思う。また、産業動物では評価内容を第三者に分かりやすく整理するためにポイント化するといった方法も開発しているので、参考にするとうい。	参考とさせていただく。
本田委員	生息域外保全センターにおける評価方法をご説明いただいた。	参考とさせていただく。

## 修正箇所の概要（第3回動物福祉部会）

## 1 動物福祉規程案

条項 ※括弧内は修正前の条項	条文	内容
第3条第1項 (なし)	<u>円山動物園は、条例第8条第2項に基づき、飼育動物における動物福祉の自己評価を、1年に1回以上、実施しなければならない。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価の根拠条項の誤り。(条例第12条第1項ではなく、第8条第2項)</li> <li>条例で「定期的に」としているところを、具体的に「1年に1回以上」と規定。</li> </ul>
第3条第2項 (第3条第2項)	自己評価の実施は、 <u>施設整備状況などの客観的評価と動物専門員の経験に裏付けされた主観的評価の両側面から行われ、動物専門員が持つ動物の飼育に関する考え方や取組を整理し、動物の状態や施設整備状況などを評価するとともに、円山動物園職員の知識や技術等の向上が図られるよう実施しなければならない。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「主観的」という表現を削除。</li> <li>客観的評価としてアウトカムである「動物の状態」と、インプットである「施設整備」という2つの文言を追加。</li> <li>「職員の知識や技術等の向上が図られるよう」という表現を追加。</li> </ul>
第3条第3項 (第3条第1項)	<u>園長は、第1項の自己評価を実施するため、園内に動物福祉評価委員会を組織する。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1項にあった動物福祉評価委員会設置を第3項に移動。</li> </ul>
第8条 (なし)	<u>園長は、条例第12条第1項に基づく評価を受けるために、第3条で定める自己評価の結果を市民動物園会議に提出するとともに、市民動物園会議による施設の視察及び職員への聞き取り等に応じることとする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民動物園会議による評価の項目を追加。</li> </ul>

※ その他、漢字表記等の軽微な修正を行った。

## 2 動物福祉基準案

条項 ※括弧内は修正前の条項	条文	内容
第4条(1)ウ (同じ)	<u>飼育動物の飼育及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4条(1)イとウがほぼ同じ内容であることから、ウを削除。</li> </ul>

第 5 条(2)ア (同じ)	床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造及び材質にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。	・第 5 条(2)ウがアとほぼ同じ内容であることから、ウの素材の文言をアに追加し、ウを削除。
なし (第 5 条(2)イ)	<del>飼育設備は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が障害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。</del>	・第 5 条(2)イがアとほぼ同じ内容であることから、イを削除。
なし (第 5 条(2)ウ)	<del>飼育設備の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。</del>	・第 5 条(2)ウがアとほぼ同じ内容であることから、ウの素材の文言をアに追加し、ウを削除。
なし (第 5 条(3)イ)	<del>施設は、飼育動物が逸走できない構造及び強度とすること。</del>	・第 5 条(3)イがエとほぼ同じ内容であることから、イを削除。
第 7 条(5)ア (同じ)	<del>動物にデモンストレーションをさせる場合には、デモンストレーション及びその訓練は、動物の自発性を尊重し、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物を殴打し、酷使する等の虐待となるような過酷なものとならないようにすること。</del>	・第 7 条(5)アとイがほぼ同じ内容であることから、アの文言を整理し、イを削除
なし (第 7 条(5)イ)	<del>動物を叩いたり強制的に働かせるようなトレーニングではなく、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物の性質を歪めたり、デモンストレーション、訓練等が過酷なものとなったりしないよう配慮しなければならない。</del>	・第 7 条(5)アとイがほぼ同じ内容であることから、アの文言を整理し、イを削除
なし (第 9 条(2))	<del>職員は、動物の精神的な状態の把握に努め、飼育動物に負の状態が起きるのを最小限にとどめ、同時に、正の状態を促進させるよう努めること。</del>	・第 9 条(1)と(2)がほぼ同じ内容であることから、(2)を削除
なし (第 10 条(7)イ)	<del>飼育動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさないこと。</del>	・動物の虐待については、動物愛護管理法で規定されており、第 10 条(7)アにおいて来園者の動物愛護精神の関心を深めることが規定されていることから、不要と考え削除

※ その他、漢字表記等の軽微な修正を行った。

## 3 安楽死処置実施ガイドライン

条項 ※括弧内は修正前の条項	条文	内容
第 2 条 (同じ)	動物福祉規程第 7 条を参考記載	・規程を開かなくてもすぐに分かるよう、参考記載した。
第 4 条 (同じ)	動物診療を担当係している獣医師が可能な限り置かれた状況において最善と考えられ、かつ対象動物に苦痛を与えない方法により、鎮静、麻酔を施し、(以下省略)	・現実的な表現に修正。
安楽死処置検討 会議記録 4 の(4)	対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、安楽死処分以外に苦痛の緩和方法がないと置かれた状況において安楽死処分が最善であると二人以上の獣医師が判断した場合。	・現実的な表現に修正。

札幌市円山動物園動物福祉規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、札幌市動物園条例（以下、「条例」という。）第8条第2項に基づき円山動物園が遵守すべき動物福祉に関する必要事項を定め、良好な動物福祉を確保することを目的とする。

（動物福祉の向上に向けた責務）

第2条 動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して動物福祉基準を整備し、本基準に基づき動物の飼育管理及び施設運営を行わなければならない。

2 職員は、動物福祉の向上を図るための研修会及び講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等を図らなければならない。

（動物福祉の自己評価）

第3条 円山動物園は、条例第8条第2項に基づき、飼育動物における動物福祉の自己評価を1年に1回以上、実施しなければならない。

2 自己評価の実施は、動物専門員が持つ動物の飼育に関する考え方や取組を整理し、動物の状態や施設整備状況などを評価するとともに、円山動物園職員の知識や技術等の向上が図られるよう実施しなければならない。

3 園長は、第1項の自己評価を実施するため、園内に動物福祉評価委員会を組織する。

4 動物福祉評価委員会は、園長を委員長とし円山動物園職員の中から選出することとする。

5 動物福祉評価委員会の運営及び自己評価の方法等については、別に園長が定めることとする。

（教育（ふれあい））

第4条 利用者が直接接触する機会（ふれあい）を提供する対象種が家畜及び愛がん動物種であっても、提供にあたっては、良好な動物福祉を確保するとともに、あらかじめその実施内容について市民動物園会議の承認を得なければならない。



2 前項の承認については、別紙様式 1 により審議を依頼するものとする。

(調査研究)

第 5 条 調査研究において、野外での野生動物を対象とする場合は、対象種と環境に与える影響を最小限とし、また、飼育下の動物を対象とする場合は、糞便の採取等で動物福祉に影響しない場合を除き、事前に実施内容について内部で評価しなければならない。

(関連法令の遵守等)

第 6 条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。

2 動物の飼育及び展示にあたっては、特に「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律 105 号) 及び「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(平成 16 年告示第 33 号) を正しく認識し、その遵守に努めること。

3 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。

(安楽死処置)

第 7 条 飼育動物を安楽死処置とするかについては、以下の条件のいずれかに該当した場合に、対象傷病動物の生活の質に重点を置き検討することとする。

- (1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。
- (2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。
- (3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。
- (4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、安楽死処置以外に苦痛の緩和方法がないと二人以上の獣医師が判断した場合。
- (5) 人や他の動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法として、その動物を淘汰することが最も適切であると二人以上の獣医師が判断した場合。
- (6) 突発的な事故により、動物が回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が

苦痛を感じていると予想されると二人以上の獣医師が判断した場合。

- (7) 保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合。
- 2 前項(7)に該当する場合を除き、安楽死処置の実施にあたっては、事前に市民動物園会議の意見を聴くことし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とする。ただし、前項(5)または(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できる。
- 3 安楽死処置の際の具体的な意思決定方法については、札幌市円山動物園安楽死処置実施ガイドラインにて定める。

(市民動物園会議による評価)

第 8 条 園長は、条例第 12 条第 1 項に基づく評価を受けるために、第 3 条で定める自己評価の結果を市民動物園会議に提出するとともに、市民動物園会議による施設の視察及び職員への聞き取り等に応じることとする。

附則

- 1 本規程は、令和 年 月 日より施行する。
- 2 本規程は、1 年ごとに見直し、必要に応じて更新することとする。

## 利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書

市民動物園会議 委員長 殿

札幌市円山動物園長

下記の、利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組について、実施の承認を申請します。

## 記

1 取組の名称	
2 実施期間	
3 実施場所	
4 利用する動物	
5 利用者の属性	
6 具体的な内容 (頻度、方法など)	
7 動物福祉を確保 するための考え方	
8 実施責任者	所属： 氏名：
9 備考	

(記載例)

## 利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書

市民動物園会議 委員長 殿

札幌市円山動物園長

下記の、利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組について、実施の承認を申請します。

## 記

1 取組の名称	モルモットふれあい教室
2 実施期間	通年
3 実施場所	こども動物園 ふれあい教室 (モルモット展示場横)
4 利用する動物	モルモット
5 利用者の属性	園内利用者 (4歳以上 ※2~3歳の利用も想定あり)
6 具体的な内容 (頻度、方法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回 (日・木) 13時30分~14時 (30分間)</li> <li>・モルモットのガイドとふれあい (5分程度)</li> <li>・ふれあいは、利用者の膝の上にタオルをかけその上にモルモットを置き触ってもらう。膝の上に置くことが難しい場合は、小さなかごにモルモットを入れ、それを椅子の上に置き触ってもらう。</li> </ul>
7 動物福祉を確保するための考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個体をふれあいに使用する頻度は、1日1回、週2回まで</li> <li>・ふれあいを行う時間は、1回の実施あたり最大で5分程度</li> <li>・毎日の健康状態の確認で問題がなく、展示場からふれあい用ケージに自主的に移動してきた個体をふれあいに使用</li> </ul>
8 実施責任者	所属：飼育展示課 飼育展示一担当係 氏名：坪松 耕太、飯島 なつみ
9 備考	参考資料「みんなのドキドキ体験「モルモットのふれあい教室」実施計画 (R4)」

## 札幌市円山動物園動物福祉基準

令和 年 月 日策定

## (取り組みの原則)

第1条 この基準で定める動物福祉の向上に向けた取り組みの原則を以下のとおりとする。

- (1) 動物福祉は様々な物理的要素によってプラスにもマイナスにも影響を受ける可能性があり、動物福祉を向上させるためには飼育動物がその種に特有な環境と行動を適切に選択でき、さらにコントロールできることが重要な要素である。
- (2) 栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域モデルを活用し、飼育動物の状態を観察・評価を行い、必要な体制整備し、安全管理等を行うことにより、動物福祉の向上に向けて常に尽力しなければならない。
- (3) 飼育動物の健康状態が疾病障害等で著しく損なわれていると判断した場合、生命の尊厳に配慮し、その動物から可能な限り苦痛を取り除くことを目的として、必要に応じて人道的な安楽死処置を実施する責を負う。
- (4) 飼育動物について、動物福祉や保全等に関する適切な調査研究やその他の学術活動に積極的に関わる責を負う。

## (用語の定義)

第2条 本基準で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 飼育動物  
原則として、円山動物園で飼育するすべての動物をいう。
- (2) 飼育施設  
動物の飼育管理のために提供されるすべての施設を指し、屋内施設及び屋外運動場の双方を含む。
- (3) デモンストレーション  
人と飼育動物のふれあいの機会の提供、興行、商業的な撮影等をいう。これには、園外で行われる出張イベント等も含まれる。
- (4) 環境エンリッチメント  
動物に関する科学的な知見をもとに、動物の持つ行動及び生理的な要求に応え動

動物福祉を良好にするために、動物が取りうる選択肢を増やし、種に特異的な行動や認知能力の発揮など、動物本来の性質の発現を促す飼育環境の整備と管理方法を改善することをいう。

(良好な動物福祉の実現を妨げる行為の禁止)

第3条 飼育動物の良好な動物福祉の実現を妨げると考えられる次の各号を禁止する。

- (1) 当該個体の身体的あるいは行動上の健全さ、発育、心理的健康を損なうような物理的な制裁を使った訓練手法
- (2) 動物の身体的ないし心理的健康に有害なデモンストレーション
- (3) 動きを著しく制限し心理的健康を損なうような何もない飼育施設への閉じ込め
- (4) 審美的な見地による外科手術及び問題行動の外科的解決
- (5) 来園者からの無制限の給餌
- (6) 種の保全状況を損なうと考えられる野生動物の入手及びそれを助長するような相手先からの入手

(動物の栄養に関する基準)

第4条 動物の飼育管理にあたり、適正な給餌及び給水とその衛生の維持のため、次の取り組みを実施する。

(1) 適正な給餌及び給水

ア 種ごとの給餌計画を策定し、管理すること。なお、この給餌計画は飼育動物の成長及び繁殖状態を考慮し定期的に見直すこと。

イ 飼育動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。

ウ 社会的なグループの中で、他の動物からの汚染、優位性及び競争を防ぎ、すべての個体がいつでも十分に利用できるような方法で、給餌及び給水を行うこと。

(2) 給餌の衛生管理

ア すべての調餌エリアは、衛生的に保つこと。

イ すべての餌は、劣化、カビ、汚染から適切に保護されている施設に保管すること。

ウ 飼育施設内の給餌場所、給水場所を衛生的に管理し、汚染リスクが最小限に抑えられ、必要十分な量が提供されていること。

### (3) 生きた脊椎動物を給餌する場合の注意事項

生きた脊椎動物を他の動物に給餌する場合は、動物福祉評価委員会において倫理的審査を行い、給餌される動物の苦痛を軽減し、飼育動物の良好な動物福祉にとって絶対的に必要な場合にのみ実施すること。

(動物の飼育環境に関する基準)

第5条 動物の飼育管理にあたり、飼育施設等について次の取り組みを実施する。

#### (1) 飼育施設の設計

ア 動物の飼育施設の設計にあたっては、その動物の生涯にわたる基本的な身体的・行動的要求を満たし、常に自然で正常な行動を促すための適切な複雑さを提供すること。

イ 個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐなど、日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。

ウ 飼育施設のすべての動物に、隠れ場、遊び場等の設備及び器具等を備えた豊かな飼育及び保管の環境を整え、常に自由にアクセスできるように努めること。

エ 過度なストレスがかからないように、適切な湿度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を整えること。

オ 屋外又は屋外に面した場所にあたっては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

#### (2) 飼育施設の衛生管理

ア 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造及び材質にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

イ ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼育又は保管をする等特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。

ウ ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

エ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする

オ 適切な飼育管理、健康管理をするため、飼育動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。

カ 動物に感染症が確認された場合は、あらかじめ定めた防御及び制御を直ちに実施し、その拡大防止等に努めること。

(3) 飼育施設の安全管理と動物の脱出防止等

ア 飼育施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼育及び保管する飼育動物の数及び状態を確認すること。

イ 動物の逸走を防止するため、飼育施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

ウ 飼育設備は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること

エ 平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、災害発生時における動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

オ 施設の構造並びに飼育及び保管の方法は、職員が危険を伴うことなく作業ができるものとする

(4) 水生動物及び海洋動物で特に配慮すべき事項

ア 飼育水には有害な汚染物質が含まれてはならず、必要に応じてろ過などを行うこと。

イ 飼育水の水温、水質、水流、飼育施設の光量などはその動物に適したものである。

ウ 水質（pH、塩分濃度、酸素濃度、アンモニア、亜硝酸塩、硝酸塩等）は適切に訓練された人員によって定期的に検査し、その動物に適した値内に維持されること。

(5) 動物の移動

ア 動物の輸送及び移動は、適用されるすべての地域、国内及び国際的な法律、規範、基準及びガイドラインに準拠すること。

イ 輸送及び移動中の良好な動物福祉と安全の確保及び動物による危害の防止のため



め、適切な輸送または移動の計画を策定し実施すること。

ウ 動物福祉に配慮した輸送等を行うため、動物の種類、性別、性質及び群れでの管理等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、飼育動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。

エ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

オ 輸送及び到着時に、関係書類を含め、獣医師等による適切な検査を行うこと。

### (動物の健康に関する基準)

第6条 飼育管理する動物の健康の維持等にあたり、次の取り組みを実施する。

#### (1) 獣医学に基づく疾病予防及び治療の実施

ア 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努め、必要に応じてワクチン接種や寄生虫予防又は駆除等を実施すること。

イ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。この際、傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分に認識して対応すること。

ウ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

エ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明及び再発防止を図るため、獣医学的な見地から適切な措置を講じること。

#### (2) 飼育管理する動物に対する苦痛の軽減

ア 飼育動物の飼育及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。

イ 非侵襲型の個体識別方法を基本とし、外科的処置による識別を実施する場合は、その苦痛を最小限にすること。

ウ 避妊や去勢は、個体数管理が必要とされる場合に行うことを原則とし、副作用等の影響を熟考した上で決定すること。

### (3) 終生飼育の原則

ア 希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼育動物が終生飼育されるよう努めること。ただし、動物福祉規程第7条第1項で定める場合で、安楽死処置を行う場合は、この限りではない。

イ 前号のただし書きにおいて、やむを得ず安楽死処置を行う場合は、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法をとるとともに、獣医師によって行われなければならない。

### (4) 動物由来感染症対策と衛生動物の防除

ア 飼育動物、職員及び来園者における人と動物の共通感染症を含む感染症対策を実施し、その実現に向けて感染症対策マニュアルの策定及び感染症発生時の危機管理プランを策定すること。

イ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

### (5) 飼育施設に動物を導入する場合の注意事項

ア 他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を新たに施設内に導入する場合は、原則として検疫施設で当該動物が健康であることを確認すること。この際、健康状態の確認が終わるまでは、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないこと。

イ 当該動物の健康状態の確認は、目視及び感染症等の検査を実施するとともに、導入に係る相手方等からの聴取りにより確認すること。

ウ 当該動物の飼育環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。

### (6) 動物が死亡した場合の取り扱い

ア 飼育動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

イ 飼育動物が死亡した原因を究明するため、必要に応じて剖検を行うこと。

ウ 剖検を行うにあたっては、汚水・悪臭の防止に努め、適切な環境衛生の管理を行うこと。

### (7) 記録の保存

施設管理、動物管理（個体毎又は群れの状態、繁殖の実施状況を含む）、獣医学的処置、健康と動物福祉に関する情報は、飼育員による観察と記録によって一定期間

の長期に亘って保存すること。

(動物の行動に関する基準)

第7条 飼育管理する動物の適切な行動の発現にむけ、次の取り組みを実施する。

(1) 環境エンリッチメント

ア 飼育動物に対して可能な限り環境エンリッチメントを行い、常に自然で正常な行動を発現できる環境を用意することに努めること。

イ 取り組んでいる環境エンリッチメントは、定期的に安全性の確認、評価及び見直しを行い記録しなければならない。

(2) 生理生態に配慮した管理

ア 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成及び性比等を考慮し、できるだけ複数で飼育及び保管すること。

イ 異種又は複数の飼育動物を同一施設内で飼育又は保管する場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ウ 社会的グループを形成する種の個体は、獣医学的目的のために必要な場合、又はその他の理由（切迫した出産など）により正当化される場合や、隔離が個体の動物福祉を損なわない場合を除き、隔離して収容しないこと。

(3) 繁殖及び幼齢動物の飼育における配慮

ア 飼育動物を繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

イ 動物の生態に合わせて、親子等をともに飼育できるように努めること。特に幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼育すること。

(4) 動物のトレーニング

ア 飼育動物のトレーニングは、健康管理を目的とし、動物の自発的な行動を促す方法によることを原則とすること。

イ 鎖やロープなど、動物を拘束しなければならない場合は、医療介入又は輸送中の動物とスタッフの安全性を確保する場合等のみに認められる。この場合、拘束は必要最低とし、動物福祉に配慮した方法とすること。

(5) 飼育動物と来園者等との交流

- ア デモンストレーション及びその訓練は、動物の自発性を尊重し、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物を殴打し、酷使する等の虐待となるような過酷なものとならないようにすること。
- イ 動物のふれあいに際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。
- ウ 飼育動物の給餌を適切に管理し、来園者がみだりに食物等を与えない措置を講ずること。
- エ 短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において飼育動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼育及び保管の環境の確保に努めること。
- オ 移動先にあっても、動物の習性や衛生管理に配慮した施設において飼育及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。
- カ 人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある飼育動物については、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。
- キ 動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態及び人と動物双方に対し有害となる方法による撮影等を行わないこと。

(飼育動物の精神状態に関する基準)

第8条 飼育動物の良好な動物福祉の実現に向け、次の取り組みを実施する。

- (1) 動物の飼育管理に当たっては、動物のポジティブな身体的及び社会的な経験を促し、ネガティブな経験を軽減することで、総合的に飼育動物の良好な動物福祉を確保するように努めること。
- (2) 飼育動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。

(動物の管理に関する基準)

第9条 前条までの5つの領域における動物福祉の把握と向上に向けた取り組みに加え動物の飼育管理等に関して、次の取り組みを実施する。

(1) 個体の状況の把握と管理方法

ア 一日一回以上飼育施設等を巡回し、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保管すること。

イ みだりに繁殖させることにより飼育動物の適正な飼育及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、飼育動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。

ウ 遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

エ 飼育又は保管をする動物の種類及び数は、飼育施設の構造及び規模並びに動物の飼育又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。

オ 飼育動物の適正な飼育及び保管並びに動物が逸走した場合の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の個体を識別する措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

(2) 収集展示計画

ア 収集する動物は、できるだけ飼育下繁殖したものとする。

イ 野生から動物を入手する場合は、必要最小限とし、その場合、入手は適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行われること。

ウ 動物の移動に関しては、野生動物の保全・動物福祉の向上の努力を損なう動物の商取引を強化することがないように配慮すること。

エ 収集する動物は、当該施設における展示計画及び繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。

オ 性別、年齢、血縁等が収集の目的及び条件に合っていること。

カ 野生動物救護等の目的で保護した個体を展示する場合についても、その動物の

状態に応じて動物福祉に配慮した適切な取り扱いを行うこと。

(3) 人への危害の防止及び災害等緊急時の対応

ア 飼育施設は、人に危害を加えるおそれ等のある飼育動物が来園者に接触することができない構造にするとともに、飼育動物を観覧する場所と施設との仕切りは来園者が容易に越えられない構造にすること。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等に鑑み、人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある飼育動物」という。）が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ウ 関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画を動物福祉の観点を踏まえあらかじめ作成するものとし、緊急事態が発生したときは、速やかに、飼育動物の保護並びに飼育動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

エ 人に危害を加える等のおそれのある飼育動物が逸走した場合には、速やかに来園者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した飼育動物の捕獲等を行い、飼育動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

オ 動物の飼育又は保管をする場合にあっては、動物の逸走時及び災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制を整備するほか、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

カ 毒蛇等の有毒動物を飼育及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、飼育動物による人への危害の発生の防止に努めること。

キ 飼育動物の飼育及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、来園者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。

ク 飼育動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。

ケ 人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

(4) 排水等の管理

排水等を適切に管理するため、排水に関する設備の掃除を定期的に行なうこと。

(5) 適切な飼育管理等のための人員体制

ア 飼育動物の飼育及び保管並びに来園者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼育及び保管の経験を有する専門の職員、又はその監督の下に行われるように努めること。

イ 職員に対して必要な教育訓練を行い、飼育動物の保護、飼育動物による事故の防止及び来園者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

(6) 飼育動物の研究

ア 研究及び教育において飼育動物を使用する場合は、動物福祉への影響を考慮し、いかなる負の影響も実施する前に評価を行わなければならない。

イ 動物に大幅な外科的介入や負担をかけるような研究を実施しないことを原則とする。

ウ 医学研究における支援を目的に計画された動物に負担をかける手順は、飼育動物では行わない。なお、日常の業務手順を行う際に、採取した組織や死体からの試料収集についてはこの限りではない。

(7) 飼育動物に関する情報提供

ア 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、来園者の動物及び動物福祉に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

イ 来園者と飼育動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼育保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

ウ 来園者と飼育動物との接触を行う場合には、来園者に対しその動物に過度な苦

痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。

エ デモンストレーションは、動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化を行ってはならない。

## 附則

この基準は令和 年 月 日より施行する



## 札幌市円山動物園安楽死処置実施ガイドライン（案）

札幌市円山動物園（令和4年 月 日暫定）

## 1 背景及び目的

当園では、飼育動物の長寿化が進み、また、傷病動物に対し可能な限りの治療を実施しているため、終末期が延長し、生活の質が低下する傾向があった。

世界動物園水族館協会（WAZA）が2015年に示した「野生生物への配慮 世界動物園水族館動物福祉戦略」には、「適切な生活の質が得られなくなった動物は、苦しませることなく迅速に安楽死させるべきである。」と記されており、動物園は動物の福祉の向上のために安楽死処置を実施する必要がある。

このため、安楽死処置の実施と、その際の円滑な意思決定のために本ガイドラインを定めるものとする。

## 2 安楽死処置の検討発議基準

札幌市円山動物園動物福祉規程（以下、「動物福祉規程」という。）第7条の規定に該当した場合、安楽死処置の実施を検討する。

（参考：札幌市円山動物園動物福祉規程第7条）

第7条 飼育動物を安楽死処置とするかについては、対象傷病動物の生活の質を念頭に置き、以下の条件のいずれかに該当した場合に、検討することとする。

- (1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。
- (2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。
- (3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。
- (4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、安楽死処置以外に苦痛の緩和方法がないと二人以上の獣医師が判断した場合。
- (5) 人や他の動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法として、その動物を淘汰することが最も適切であると二人以上の獣医師が判断した場合。
- (6) 突発的な事故により、動物が回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が苦痛を感じていると予想されると二人以上の獣医師が判断した場合。
- (7) 保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合。

2 前項(7)に該当する場合を除き、安楽死処置の実施にあたっては、事前に市民動物園会議の意見を聴くことし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とする。ただし、前項(5)または(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できる。

### 3 安楽死処置検討から決定までの手順

#### (1) 動物福祉規程第7条第1項第1号から第4号に該当する場合

##### ア 発意

対象動物を所管する飼育展示担当係長、動物診療担当係長、動物診療担当課獣医師及び対象動物の飼育担当者が所属する班の職員により、安楽死処置検討会議を実施する。検討の内容を、別紙1「安楽死処置検討会議記録」に記録し、飼育展示担当係長、動物診療担当係長、班長、担当動物専門員は、発意者として署名を行う。

##### イ 発意の承認

動物診療担当係長は、安楽死処置検討会議記録を承認者である園長、飼育展示課長、動物診療担当課長へ回議を行う。承認者は、安楽死処置検討会議記録に署名を行う。

##### ウ 報告

前項の検討会議の結果、安楽死処置の必要性が高い場合は、円山動物園(担当：動物診療担当係長)は、市民動物園会議動物福祉部会(以下、「動物福祉部会」という。)にメール会議方式により安楽死処置検討会議の結果を報告し、動物福祉部会各委員は報告内容に意見がある場合には回答する。

##### エ 要否決定

円山動物園園長は、検討会議の結果及び動物福祉部会各委員の意見等を踏まえ、安楽死処置の要否を決定する。

#### (2) 動物福祉規程第7条第1項第5号及び第6号に該当する場合

前号に準じて、安楽死処置の要否を判断する。緊急を要するため、動物福祉部会への報告を省略し、安楽死処置を実施出来るものとする。この場合は、実施結果を動物福祉部会へ報告する。

#### (3) 動物福祉規程第7条第1項第7号に該当する場合

石狩振興局と協議後に、動物福祉部会への報告を実施せずに安楽死処置を実施することが出来る。

### 4 安楽死処置の実施方法

動物診療を担当している獣医師が置かれた状況において最善と考えられ、かつ対象動物に苦痛を与えない方法により、鎮静、麻酔を施し、意識が完全に断たれていることを確認したうえで、塩化カリウムを静脈内、腹腔内、心臓内のいずれかに投与する。処置後は眼瞼反射、瞳孔反射、心音の消失を確認する。

### 5 死体の処理方法

死因の究明のために、原則として病理解剖を実施し、解剖後の死体は焼却処理する。教育材料、研究材料として必要な場合は、標本化する。

## 6 実施結果広報

動物福祉規程第7条第1項第1号から第6号の理由により安楽死処置を実施した場合は、円山動物園ホームページで広報を行う。

## 安楽死処置検討会議記録

## 1 会議実施日・参加者

実施日： 年 月 日 参加者：

## 2 対象動物

種名： 愛称： 個体 ID： 年齢： 性別：

## 3 臨床経過

別紙 2 のとおり

## 4 検討内容

- (1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。

【 回復の見込みあり 回復の見込みなし 判定不能 】

- (2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

別紙 3「QOL・動物福祉評価シート」を用いて評価を実施する。

【 低下している 低下していない 判定不能 】

- (3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

ア 現在苦痛を伴っているか。

【 伴っている 伴っていない 判定不能 】

イ 症状の進行により、苦痛を伴うことが予想されるか。

【 予想される 予想されない 判定不能 】

- (4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、置かれた状況において安楽死処分が最善であると二人以上の獣医師が判断した場合。

【 苦痛を緩和する方法がある 苦痛を緩和する方法がない 判定不能 】

- (5) その他

( )

(6) 検討結果

【 安楽死処置が妥当                      安楽死処置は不適當                      安楽死処置は保留    】  
との結論に達した。

(7) 発意者署名

飼育展示担当係長：

動物診療担当係長：

班                      長：

動 物 専 門 員：

(8) 承認者署名

園                      長：

飼 育 展 示 課 長：

動物診療担当課長：

## 特定動物等逸走対策要領

〔平成8年4月1日〕  
円山動物園長決裁

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第25条の2で規定する人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物及びそれに準ずる動物（以下、これらを総称して「特定動物等」という）の逸走を予防するとともに、万が一の逸走事故発生時の対応に必要な事項を定め、入園者及び周辺住民の安全を確保することを目的とする。

(特定動物等の範囲)

第2条 この要領における特定動物とは、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）第3条に掲げる動物のうち、別表1-1に定めるものをいう。

2 特定動物に準ずる動物とは、特定動物以外で逸走により入園者等に重大な危害を及ぼす可能性がある動物として園長が別表1-2に指定するものをいう。

(消防計画、非常事態対策要領との調整)

第3条 火災及び地震等の災害発生時には、別に定める「消防計画」及び「非常事態対策要領」に基づき必要な措置を実施するが、その際、特定動物等の逸走があった場合は本要領による対策を行うものとする。

### 第2章 予 防 対 策

(適正飼養及び施設の保全)

第4条 飼育展示課の担当者は、特定動物等の習性等に応じた適正な飼養を行うものとする。また、動物飼育施設等の施設の保安全管理責任者及び担当者は別表2のとおりとし、特定動物等の逸走を未然に防止することに努めるものとする。

(施設等の点検)

第5条 飼育展示課の担当者は、別に定める飼育業務マニュアル等の手順により動物飼育施設等を常時点検するとともに、錠及び鍵の有無並びに施錠の確認を行う。

2 飼育展示課の担当者は、自らが担当する動物飼育施設において、別表2に記載された必要な捕獲機材や誘導機材について半期に1回点検し、常に使用可能な状態に整備するとともに、その結果を保安全管理責任者に報告する。

3 経営管理課の保安全管理責任者は、担当者とともに各門及び外柵の安全確認を半期に1回行うものとする。

(点検結果の報告及び整備)

第6条 飼育展示課及び経営管理課の担当者は、点検の結果、動物飼育施設等の異常を認めるときは、

応急修理を行うとともに各保全管理責任者を經由して所管課長に報告する。

- 2 報告を受けた所管課長は、園長に報告するとともに、関係課長と協議し必要な措置の実施と施設の維持管理に努めるものとする。

### 第3章 特定動物等逸走対策

(特定動物等逸走対策本部の設置及び特定動物等の捕獲等)

第7条 特定動物等の逸走事故が発生した場合には、入園者及び周辺住民の安全を確保するため、園長を本部長とする特定動物等逸走対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するとともに、すみやかに逸走した特定動物等の捕獲等を行う。

- 2 対策本部の編成は、別記図1のとおりとする。

(本部長の権限)

第8条 本部長は各隊を指揮監督し、対策本部の円滑な運営を図るとともに、次の業務を行う。

- 一 対策本部の設置及び解除の決定。
  - 二 第10条に定める関係機関への協力要請の決定。
  - 三 第12条に定める特定動物等の射殺（以下「特別措置」という。）の決定。
  - 四 環境局長への逸走事故報告に関すること。
  - 五 その他対策本部の決定を要すること。
- 2 各隊長は、所属の各班を指揮監督し、本部長との連絡を密にし、各隊の任務の遂行を図るものとする。

(各隊の任務)

第9条 各隊及び各班の分掌は次のとおりとする。

本部隊

#### 1 連絡救護班

- ア 指令の伝達及び情報の収集に関すること。
- イ 関係機関（警察、消防、救急含む）との連絡調整、協力要請及び情報提供に関すること。
- ウ 特定動物等、動物飼育施設等の関係資料の提供に関すること。
- エ 各隊との連絡調整に関すること。
- オ 園内店舗事業者、園内業者との連絡調整に関すること。
- カ 救護所の設置に関すること。
- キ 負傷者の応急救護に関すること。
- ク 入園者への非常通報に関すること。
- ケ 入園者の避難誘導に関すること（駐車場隊、受託業者隊への指示）。

#### 2 予防工作班

- ア 園内業者への協力要請に関すること。
- イ 動物飼育施設等の管理保全及び警備に関すること。
- ウ 逸走動物の捕獲、誘導の補助に関すること。

## 捕獲誘導隊

### 1 捕獲誘導一係班

- ア 入園者の避難誘導に関すること（主として飼育展示一担当係が所管する動物飼育施設）。
- イ 逸走動物の捕獲、誘導に関すること（主として飼育展示一担当係が所管する特定動物等）。

### 2 捕獲誘導二係班

- ア 入園者の避難誘導に関すること（主として飼育展示二担当係が所管する動物飼育施設）。
- イ 逸走動物の捕獲、誘導に関すること（主として飼育展示二担当係が所管する特定動物等）。

### 3 捕獲誘導総括班

- ア 入園者の避難誘導に関すること（まるっば周辺）。
- イ 関係機関との連絡調整、協力要請に関すること。

## 麻酔隊

### 1 麻酔班

- ア 逸走動物の麻酔に関すること。

## 駐車場隊

### 1 駐車場班

- ア 入園者の避難誘導に関すること（駐車場内）。
- イ 駐車場内における入園者と自動車との安全確保に関すること。

## 受託業者隊

### 1 受託業者班

- ア 入園者の避難誘導に関すること（正門、西門、動物園センター、動物科学館周辺）。
- イ 正門、西門及び入園券発売窓口等の閉鎖に関すること。

2 各隊の詳細な役割、動物種ごとの捕獲方法等については、別途「特定動物等逸走対策マニュアル」に定める。

### （関係機関への協力要請及び通報）

第10条 本部長は、事態の早急な解決を図るため、必要と認めるときは次の機関に対し協力を要請するものとする。通報連絡網は、別記図2に定めるとおりとする。

2 協力機関及び協力の内容は概ね次のとおりとする。

- 1 西警察署 警備、避難及び広報に関すること、並びに周辺住民の安全確保に関すること。
- 2 中央消防署 負傷者の救助及び避難に関すること。
- 3 北海道猟友会札幌支部 捕獲及び特別措置に関すること。
- 4 総務局広報部広報課 広報に関すること。

3 特定動物が逸走した場合には、札幌市動物管理センターへその旨を報告する。

### （指揮者の順位）



第11条 本部の活動に際し、本部長及び各隊長の不在により、その職務に従事できない事態が生じた場合、指揮者の順位は次のとおりとする。なお、指揮者が上位区分の指揮に従事する場合は下位の職員がその職位に従事することとする。また、第3次指揮者まで不在の場合は、第3次指揮者の直近下位の職員がその職務に従事することとする。

区 分	第1次指揮者	第2次指揮者	第3次指揮者	備 考
本部長	園長	経営管理課長	飼育展示課長 動物診療担当課長	
本部隊長	経営管理課長	経営係長	企画担当係長 調整担当係長 管理係長	
捕獲誘導隊長	飼育展示課長	飼育総括係長	飼育展示一担当係長 飼育展示二担当係長 動物診療担当係長	
麻酔隊長	動物診療担当課長	動物診療担当係長	動物診療担当係	
駐車場隊長	所長	係員		
受託業者隊長	収札主任	維持管理主任	清掃主任	

(特別措置の基準)

第12条 特別措置は、次の基準により慎重に対処するものとし、その実施の決定は本部長が行うものとする。

- 1 各動物飼育施設等から特定動物等が逸走した場合の対応は、捕獲を原則とする。
- 2 1の捕獲が困難であると判断した場合は、特別措置を実施するが、危険を伴うことから、次のことについて特に留意する。
  - ア 特別措置を実施する場合は、警察と協議の上、猟友会に要請する。
  - イ 発射弾によって人身に被害を及ぼす恐れがないよう、警察の指示により安全を確保する。

## 第4章 訓 練

(訓練の実施)

第13条 特定動物等の逸走事故が発生した場合に、対策本部の活動を迅速かつ円滑に進め、被害を最小限に抑えるため、特定動物等の逸走を想定して、1年に1回実施要項を定めて本部の設置、捕獲及び通報連絡等の総合訓練を行う。通報連絡網は、別記図2に定めるとおりとする。

(関係機関の訓練への参加)

第14条 総合訓練を効果的に実施するため、関係機関に訓練への参加を要請するものとする。

## 第5章 調 査・研 究

(調査・研究)

第15条 飼育展示課の担当者は、特定動物等の種ごとに、適正な捕獲方法を調査・研究するとともに、

その用具及び方法の改善に努めるものとする。

2 動物診療担当課（麻酔隊）は、捕獲のための麻酔を迅速かつ的確に実施できるように、動物種及び個体ごとに適正な薬剤の選択並びに薬量の決定について、調査・研究に努めるものとする。

#### 附則

この要領は平成8年4月1日から実施する。

平成11年7月1日改正

平成14年5月12日改正

平成24年3月改正

平成25年4月1日改正

平成28年4月1日改正

令和3年9月27日改正

## 【二次評価用】動物福祉評価項目(全体)(案)

## 1 栄養

(給餌の衛生管理)

- 1-1 餌は適切に保管され、温湿度、劣化、病虫害や有害生物による汚染から守られているか？

## 2 環境

(飼育施設の衛生管理)

- 2-1 施設内における感染症発生時のマニュアル等があるか？

(飼育施設の安全管理と動物の脱出防止等)

- 2-2 非常時の職員間の連絡体制は整っているか？  
 2-3 災害発生時の動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策はされているか？  
 2-4 すべての飼育施設で職員と動物が安全な方法で作業が可能か？

## 3 健康

(獣医学に基づく疾病予防および治療の実施)

- 3-1 動物飼育施設の規模に応じた動物診療施設か？  
 3-2 動物飼育施設の規模に応じた獣医師数が確保されているか？  
 3-3 **大学等の高度医療機関との連携は図られているか？**  
 3-4 獣医療法、薬事法、麻向法、展示動物の飼養及び保管に関する基準等の関連法令や基準は遵守されているか？  
 3-5 **動物が死亡した場合に剖検を行っているか？**  
 3-6 必要に応じて病理組織学的検査を行っているか？  
 3-7 臨床記録、健康管理、疾病上の問題点の点検・見直しは行われているか？

(終生飼育の原則)

- 3-8 動物の安楽死について定めるマニュアルは整備されているか？

(動物由来感染症対策と衛生動物の防除)

- 3-9 バイオセキュリティに関して、飼料、飲料水、廃棄物及び死亡動物の管理あるいは処理は適切  
 3-10 滅菌や焼却などの設備はあるか？  
 3-11 衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっているか？

(飼育施設に動物を導入する場合の注意事項)

- 3-12 検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？

(動物が死亡した場合の取り扱い)

- 3-13 剖検を行う施設は剖検を実施する場所として適切か？剖検後の死体の処理は適切か？死体を保管する設備はあるか？  
 3-14 **動物の死体を骨格標本や剥製化する際の内部手続きは適切に行われているか？**

## 4 行動

- 項目なし

## 5 精神状態

- 項目なし

## 6 管理体制

(個体の状況の把握と管理方法)

- 6-1 全ての飼育個体で詳細な飼養状況や日常的な行動観察を含む日々の記録がつけられ、保管されているか？  
 6-2 園はなんらかの形の展示収集計画を持っているか？

(収集展示計画)

- 6-3 動物の個体群管理が定期的に点検・診断されているか？  
 6-4 動物の取得および搬出は合法か？  
 6-5 施設の内外への動物の移動に関する記録が保管されているか？

(人への危害の防止)

- 6-6 動物が脱走した場合の対処手続きマニュアルと装備は備えられているか？  
 6-7 緊急時に対処する訓練が実施されているか？  
 6-8 捕獲道具の使用や化学的不動化ができる職員の体制は備わっているか？  
 6-9 動物捕獲の道具は備えられているか？  
 6-10 必要に応じて吹き矢、麻酔銃は整備されているか？  
 6-11 危険動物取り扱いに関する明確な手順書を備えているか？  
 6-12 職員は動物の健康、基本的な消毒および衛生管理についての教育を受けているか？

(適切な飼育管理等のための人員体制)

- 6-13 職員は適切に監督されているか？  
 6-14 職員の訓練とさらなる技能向上のための施策はあるか？

## 【二次評価用】動物福祉評価項目(動物種ごと)(案)

### 1 栄養

(適正な給餌および給水)

- 1-1 給餌計画が整備されており、また、状況に応じて見直されているか？
- 1-2 給餌量は適切であり、消費量も記録され、それらを飼育員等が適切に把握・管理しているか？
- 1-3 動物の身体の状態は全般に良好か？痩せすぎ又は太りすぎの動物はいないか？
- 1-4 餌は種ごと、また個体ごとの栄養上の必要性を満たしているか？
- 1-5 人工哺育が必要な場合、給餌・授乳の手続きは定められているか？
- 1-6 動物の生態上、行動上の必要性を満たす方法で餌と水は提供されているか？

(給餌の衛生管理)

- 1-7 調餌エリアは、最低でも毎日洗い流して、消毒しているか？
- 1-8 餌は適切に保管され、温湿度、劣化、病害虫や有害生物による汚染から守られているか？
- 1-9 給餌場所と水場は衛生的に管理され、同一展示場内で全ての個体が摂取できる数と量がある

(生きた脊椎動物を給餌する場合の注意事項)

- 1-10 生き餌の給餌に際し、施設における倫理的審査が行われているか？

### 2 環境

(飼育施設の設計)

- 2-1 種による生活様式に応じて、その特性に合った飼い方をしているか？
- 2-2 飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか？
- 2-3 飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するように配慮されているか？
- 2-4 飼育施設には動物にとって適切な通気と照度とその調節を行っているか？
- 2-5 飼育施設の適正な環境を担保するために必要な機器が適正に維持管理されているか？
- 2-6 飼育環境の温度と湿度が動物にとって適切なレベルに維持されているか？

(飼育施設の衛生管理)

- 2-7 飼育施設は、動物が傷害等を受ける恐れがない安全な構造及び材質で構築されているか？
- 2-8 飼育施設は、年間を通じて定期的に清潔でよく維持管理されているか？(またその記録が保管されていること)
- 2-9 飼育動物は、その種にとって適切な密度で管理されているか？
- 2-10 飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があるか？

(飼育施設の安全管理と動物の脱出防止等)

- 2-11 動物を収容している飼育施設への門やドアが常時確実に施錠されるなど適切に管理されている
- 2-12 飼育施設は、動物の習性、運動能力などに応じて逸走を防止できる構造及び強度であるか？
- 2-13 飼育施設の門やドアは、動物を安全に収容できる構造及び強度であるか？

(水生動物および海洋動物で特に配慮すべき事項)

- 2-14 水棲動物の飼育施設において、水質に関するしかるべき指標が測定され、適切に維持管理されているか？

(動物の移動)

- 2-15 動物の輸送に関わる設備、容器等は、定期的な清掃の実施及び安全に使用するための作動確認がされているか？
- 2-16 動物の輸送または移動の際は、適切な計画が策定されているか？

### 3 健康

(獣医学に基づく疾病予防および治療の実施)

- 3-1 傷病個体は治療が施されているか？
- 3-2 必要に応じてワクチン接種を行っているか？
- 3-3 麻酔が必要な場合に必要手続きは行われているか？
- 3-4 動物が死亡した場合に剖検を行っているか？
- 3-5 必要に応じて病理組織学的検査を行っているか？
- 3-6 疾病、負傷、妊娠、幼齢、高齢等個々の動物の状況に応じてそれぞれに必要な措置を講じている

(飼育管理する動物に対する苦痛の軽減)

- 3-7 審美眼目的で切断・切除は行われていないか？
- 3-8 識別処置を実施する際には、苦痛を最小限にして行っているか？
- 3-9 避妊や去勢を実施する際には、副作用等の影響を考慮して行っているか？

(終生飼育の原則)

- 3-10 安楽死の方法は適切か？

(動物由来感染症対策と衛生動物の防除)

- 3-11 バイオセキュリティに関して、飼料、飲料水、廃棄物及び死亡動物の管理あるいは処理は適切
- 3-12 必要に応じて寄生虫コントロールを行っているか？
- 3-13 衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっているか？

(飼育施設に動物を導入する場合の注意事項)

- 3-14 検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？

(動物が死亡した場合の取り扱い)

3-15 剖検を行う施設は剖検を実施する場所として適切か？剖検後の死体の処理は適切か？死体を保管する設備はあるか？

(記録の保存)

3-16 飼育員による観察と記録は行われているか？

#### 4 行動

(環境エンリッチメント)

4-1 実施した環境エンリッチメントについての記録およびその評価・見直しを行っているか

(生理生態に配慮した管理)

4-2 群れで生活する種は、適切な構成(数、年齢、性比など)で飼育されているか？

4-3 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合(混合展には、展示動物の組合せを考慮した収容を行っているか

4-4 混合展示では、群れまたは異なる種間の対立が持続するリスクを回避する(外傷、栄養関係、感染症、逃げ場があるなど)措置がとられているか

4-5 正当な理由がある場合を除き、社会的グループを形成する種は複数個体での収容をしているか

(繁殖および幼齢動物の飼育における配慮)

4-6 適切な繁殖計画が策定されているか

(動物のトレーニング)

4-7 トレーニングに際して、動物に苦痛・ケガを与えていないか？また、訓練を強制していないか？

4-8 動物へ何らかのトレーニングをおこなう場合、目的、方法、回の所要時間などは適切か？

4-9 トレーニングを行なうにあたり人も動物も安全が保たれているか？

4-10 トレーニング内容とその進捗状況は記録されており、定期的な評価を行い、場合によっては内容の見直しがなされているか？

(飼育動物と来園者等との交流)

4-11 **利用者が直接接触する機会(ふれあい)を提供する場合の適切な手続きが行われているか？**

4-12 動物による演示展示(ショー)、ライド、ふれあいが動物の生態、習性、生理等に配慮して行なわれているか？

4-13 動物を取り扱うのは、定められた飼育担当者もしくはその訓練を受けた担当者のみであるか？

4-14 動物のふれあいに際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行っていないか

4-15 施設外に飼育動物を連れて行く場合、適切に演示展示やふれあいをおこなっているか？

#### 5 精神状態

5-1 屋内外展示、寝室や予備獣舎などのいずれでも、昼夜を問わず動物が正常な行動パターンおよび様々な動作を発現できるか？

5-2 環境エンリッチメントは定期的に提供されているか？

5-3 動物は健康で、遊び、探索、休息、正常な餌の摂取などの肯定的な行動が観察されるか？

5-4 過剰なグルーミング、忌避、常同行動、過剰な攻撃性、無関心などの否定的な行動が観察されていないか？

#### 6 管理体制

(個体の状況の把握と管理方法)

6-1 全ての飼育個体で詳細な飼養状況や日常的な行動観察を含む日々の記録がつけられ、保管されているか？

6-2 施設に収容されている動物は個体識別されているか？

(収集展示計画)

6-3 施設の内外への動物の移動に関する記録が保管されているか？

(人への危害の防止)

6-4 人に危害を加えるおそれのある動物の飼育施設は、適切な仕切りを設けるなど動物と観覧者が接触できない構造であるか？

6-5 動物捕獲の道具は備えられているか？

(排水等の管理)

6-6 飼育施設の排水施設は安全で適切か？

(適切な飼育管理等のための人員体制)

6-7 飼育担当者はそれぞれの専門分野の発達に伴う最新の知見を備えているか？

(飼育動物の研究)

6-8 **研究及び教育のために動物を使用することに関して、適切な手続きが行われているか？**

6-9 **研究及び教育のために動物を使用することに関して、動物福祉や倫理に配慮するための施策があ**

(飼育動物に関する情報提供)

6-10 動物に関する情報提供は、動物福祉に配慮された内容となっているか？

6-11 動物とのふれあいを行う際、来園者が動物福祉に則った行動ができるよう、正しい情報提供ができているか？

6-12 その種本来の生態の理解を阻害するような展示を行っていないか？